

一般社団法人秦野市観光協会推奨品審査基準

1 一般基準

(1) 基本的事項

- ア 品質が優良で推奨する価値があること。
- イ 市内において製造又は加工される食品、工芸品若しくは栽培品であること。
- ウ 名称、図案、意匠及び材料が本市に因む要素を有し、郷土色豊かな表現を持つものであること。
- エ 価格が適当なものであること。
- オ 製造後3日以上保存にたえるものであること。
- カ 関係法令に違反しないものであること。

2 公正取引に関する事項

(1) 過大包装の防止

ア アゲゾコ

内容物の保護又は品質保全の限度を超えて外見から容易に判明しないような方法で容器の底をあげたり、底をあげると同様のことをしていないこと。

イ ガクブチ

内容物の保護又は品質保全の限度を超えて額縁状の広い幅の縁取りをして外見上商品が一杯つまっているかのように見せかけていないこと。

ウ メガネ

容器又は外装に切抜きをし、中が見える部分だけ容器物を入れ外見上商品が一杯つまっているかのように見せかけていないこと。

エ アンコ

内容物の保護又は品質保全の限度を超えて容器の底又は個々の内容物の間に紙片、木毛、セロハン、くず等をつめ、外見上商品が一杯つまっているかのように見せかけていないこと。

オ 十二単衣

内容物の保護又は品質保全の限度を超えて幾重にも内装を重ね外見上、商品が一杯つまっているかのように見せかけていないこと。

カ その他

その他の方法で内容量にくらべ過大な容器材料を用いて包装していないこと。

(2) 不当表示の防止

- ア 賞でないものを賞であるかのように誤認されるおそれのある表示をしていないこと。
- イ 官公庁、神社、仏閣、その他の著名な団体又は個人が推奨又は購入したと表示する場合は、そのことを立証してあること。
- ウ 賞、推奨等の表示をしたものは実際に賞、推奨等を受けた商品と同一でなければならない。
- エ 特選、極上、優良、高級等の表示をするときは、関係団体、組合等又は当該業者においてその理由を立証すること。

(3) 容器又は外装に表示すべき事項

- ア 商品名を表示してあること。
- イ 製造業者又は販売業者の氏名又は名称及び住所を表示してあること。
(4号以上の活字)
- ウ 重量又は個数の表示があること。ただし、重量で表示する場合は、容器又は包装の量目を含めないこと。
- エ 製造年月日又は保存期限の年月日を表示してあること。(4号以上の活字)
- オ 商品名、絵、文字、形態等が内容物を誤認させるものにあつては内容物の表示があること。
- カ 商品名、絵、文字等がある種の原材料を含んでいるかのように誤認されるおそれのあるものにあつてはその商品の原材料名を表示してあること。
- キ 賞、推奨等を受けた旨の表示をする場合には、それを受けた時期と受賞者推奨者の氏名又は名称を表示してあること。
- ク 法令に基づく特許、登録等を表示する場合は、その番号を表示してあること。
- ケ 分析の結果、検査に合格した旨を表示する場合は、その分析、検査等を行った時期及び機関等の名称を表示してあること。
- コ 商品の小売価格を表示してあること。ただし、店頭で小売価格を明示する場合は除く。

3 味覚について

審査は審査項目に従い感覚評点式で行う。

(1) 色沢

ア 色素の種類 濃淡、配色、着色の良否

イ 光沢の程度 不純物の混合有無

(2) 風味

甘辛味の性質 濃淡の度合と味全体の調和

(3) 芳香

香の性質 強弱の度合、香料の良否

(4) 表現

製品の固有の硬度、粘度、膨度、加工技術の巧拙

4 包装、デザインについて

各自の感覚による。

5 認定の基準

新規及び変更の登録申請がされた商品は、審査会において、本基準への適合を5段階で評価し、各項目の評価の平均が3.5以上であるものを、推奨品として認定することができる。

ただし、各項目の評価の平均が3.5未満であるもので、改善が認められた場合、推奨品として認定することを妨げない。

<評価基準>

| 点数 | 評 価 |
|----|-------|
| 5 | とても良い |
| 4 | 良い |
| 3 | ふつう |
| 2 | やや劣る |
| 1 | 劣る |